

健康保険 被保険者報酬月額変更届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所記号	
	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	(印)
	電話番号	()

特例

令和2年8月～令和3年3月を急減月とする場合

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 被保険者番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 備考	
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額			⑮ 平均額		⑯ 修正平均額		
1	①		②		③		④		⑪	
	⑤		⑥		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	⑪ 通貨		⑫ 現物				⑮ 平均額			
							⑯ 修正平均額			
2	①		②		③		④		⑪	
	⑤		⑥		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	⑪ 通貨		⑫ 現物				⑮ 平均額			
							⑯ 修正平均額			
3	①		②		③		④		⑪	
	⑤		⑥		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	⑪ 通貨		⑫ 現物				⑮ 平均額			
							⑯ 修正平均額			
4	①		②		③		④		⑪	
	⑤		⑥		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	⑪ 通貨		⑫ 現物				⑮ 平均額			
							⑯ 修正平均額			
5	①		②		③		④		⑪	
	⑤		⑥		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定(申立書1の①)に該当)	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
	⑪ 通貨		⑫ 現物				⑮ 平均額			
							⑯ 修正平均額			

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(令和2年8月から令和3年3月を急減月とする場合)」について記載してください。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
 (複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、令和2年8月から令和3年3月までのいずれかの月に報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額の特例」による特例改定を行う場合にご提出いただくものです。

- ・この届書を提出いただく特例改定の対象者となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。
 - (1)事業主が**新型コロナウイルス感染症の影響により休業**（時間単位の休業を含む。）させたことにより、**報酬が著しく低下した月**（令和2年8月から令和3年3月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）**が生じた者**である場合。
 - *「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
 - (2)**急減月に支払われた報酬の総額**（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下**している場合。
 - (3)特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。
- ※ 上記による本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - ・**急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定**します。
 - ・基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下していれば該当**します。
 - ・**急減月に報酬が支払われていない場合も対象**とし、その場合は、**最低等級の標準報酬月額により改定**します。
 - ・急減月及びその前2か月に、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）の場合で、**報酬の支給の有無に関わらず**、事業主からの**休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続**している場合は、**報酬支払の基礎日数に含みます**。
 - ・特例改定の対象となる保険料は、**令和2年9月分以降の保険料**となります。
 - ・特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例改定に係る届出書**」の添付が必要です。
 - ・本特例改定により**改定となった被保険者は、休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。

お知らせ

- ・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。
- ・**同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。**